

香川ファイブアローズ U15 入会規約

第1条（名称・所在）

名称：香川ファイブアローズ U15

所在：〒760-0066

香川県高松市福岡町3丁目10-8 日本ターニングビル2F

第2条（運営）

香川ファイブアローズ U15（以下「チームとします」）の運営、管理は株式会社ファイブアローズ（以下「クラブ」とします）が行います。

第3条（活動目的）

チームは、次の各号を目的として活動します。

1. 学業とチーム活動の両立による遵守
2. 社会で活躍できる人材の育成
3. 世界に通じる個性豊かな選手の育成

第4条（活動内容）

チームは、クラブにより入会を認められた選手（以下「選手」とします）により構成されるバスケットボールチームであり、バスケットボールの練習や試合等を主たる活動とします。

第5条（入会資格）

1. チームの活動の趣旨を理解し、本規約を遵守すること
2. 入会希望者の保護者がチームの活動の趣旨に賛同し、本規約を遵守すること
3. チームの所属選手として TeamJBA に登録し、他団体との二重登録をしていない選手であること
4. チームの所属選手として TeamJBA に登録し、各種大会に出場することができる選手であること
5. クラブが開催するトライアウトに合格した選手またはクラブが選手としての能力、将来性を評価し個別に入会を認めた選手

第6条（活動計画）

1. 活動計画はチームのスタッフが作成し事前に連絡します。
2. チームは原則として週に3日から5日活動します。ただし、選手の学校行事との兼ね合い等に活動休止期間を設ける場合があります。

第7条（入会手続き）

1. 入会希望者は、本人とその保護者が当規約に同意し、所定の入会申込手続きを完了し、クラブがそれを受理した時に選手資格を取得するものとします。
2. 選手が未成年であることから、選手の保護者（以下「保護者」とします）は法令に定めがある場合を除いて、本規約に基づく責任を選手と連帯して負うものとします。

第8条（選手資格の継続）

クラブにより入会が認められた選手の選手資格は、原則として選手の年齢が15歳に達する日の属する年度の3月31日まで継続します。

第9条（練習方針）

選手および保護者は、チームの指導方針や活動方針について、クラブに一任するものとします。

第10条（連絡の義務）

1. 選手は居住地の住所、電話番号、メールアドレスなどに変更が生じた場合には、すみやかにチームへ連絡するものとします。
2. 選手は、練習または試合等のチーム活動に参加できない場合には、いかなる理由があつたとしても、事前にチームへ連絡しなければならないものとします。

第11条（着用義務）

選手は、チームの活動中においては、チーム指定のトレーニングウェアおよびユニフォームを着用しなければならないものとします。また、チーム活動以外において、チーム指定のトレーニングウェアおよびユニフォームの着用を固く禁じます。

第12条（休会・退会）

1. 選手は、クラブが認める合理的な理由により、事前の所定の手続きにより合計3ヶ月として休会することができます。
2. 選手は、事前の所定手続きにより任意の期日にて退会することができます。
3. 退会日の属する月の月会費は日割り計算を行わず、全額を納めなければならないものとします。
4. 退会に伴う移籍手続き等が発生する場合、クラブはすみやかに移籍にかかる諸手続きを行います。

第13条（月会費）

チームに入会できる選手は、次に定める入会条件を満たす選手とします

1. 月会費 15,000 円（税込）とします。
2. 月会費は当該月の活動日数、活動参加日数にかかわらず所定の金額とします

第14条（諸経費）

選手は、月会費の他にチームの活動にかかる次の各号の費用（以下「諸経費」とします）を支払うものとします。

1. 入会費 10,000 円（税込）（Team JBA 登録含む）
2. 年会費クラブアローズ 5,000 円（税込）
3. 大会等参加料のうち、クラブが選手保護者に負担を求めるもの
4. 遠征、合宿等にかかる宿泊費、食費等
5. 外部講師による講演、指導等にかかる費用のうち、クラブが選手保護者に求めるもの
6. その他、チームの適切な活動にかかる費用のうち、クラブが選手保護者に求めるもの

第15条（会費等の支払い）

1. 選手は、クラブの定める月会費と諸経費（以下「会費等」とします）を所定の方法で所定の期日に支払うものとします。
2. 一旦支払われた会費等は、法令の定めまたはクラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第16条(選手資格の停止・除名)

クラブは、選手または保護者が次の各号の一つに該当すると判断した場合に選手資格の一時停止、または除名をすることができます。

1. 選手が伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき
2. クラブの定める会費等をクラブの承諾を得ずに3ヶ月滞納したとき
3. 本規約、その他クラブが定める規則に違反したとき
4. クラブまたはチームの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
5. クラブの合理的な指示・指導に従わないとき
6. その他、クラブが社会通念に照らしチームの会員としてふさわしくないと認めたとき

第17条(選手等の損害賠償責任)

選手の貢に帰する事由によりクラブやチームまたは第三者に損害を与えた場合、その選手が賠償の貢を負うものとします。

第18条(免貢事項)

1. 選手の貢に帰する理由により選手が受けた損害に対して、クラブはその損害賠償の貢を負いません。
2. チームの活動において発生した盗難、傷害その他の事故については、それがクラブの貢に帰すべき事由による場合を除き、クラブは責任を負わないものとします。
3. 選手間に生じたトラブルについては当時選手間にて解消するものとし、クラブは一切その貢を負いません。

第19条(個人情報の取り扱い)

1. クラブは、取得した選手及び保護者の個人を特定できる情報（以下「個人情報」とします）を次の各号の目的においてのみ利用します。
 - 1.1. 活動計画の作成並びに選手及び保護者への連絡等、チームの運営に関わること
 - 1.2. FIBA、JBA及びBリーグ等への選手登録並びに大会参加手続き等
 - 1.3. 旅行代理店、保険会社、用具メーカー等各種業者への提供
 - 1.4. 報道、放送等のため関係者への提供
 - 1.5. クラブの広報、広告、宣伝
2. その他取り扱い方法等については、個人情報保護法及びクラブのプライバシーポリシーを遵守します。

第20条(規約の改訂)

1. クラブは必要に応じて規約等の改訂を行うことができるものとします。なお、改訂した規約等の効力は全選手に及ぶものとします。
2. クラブは、規約等の改訂を行うときは、1ヶ月前までに所定の連絡方法での通知と、クラブのウェブサイトへの掲載により、これを選手に告知するものとします。

第21条(施行)

本規約は2026年4月1日より施行されます。